平成二十九年度	五分の四
平成三十年度	五分の三
平成三十一年度	五分の二
平成三十二年度	五分の一

一中「二㈠ア、二㈠イ又は二㈡に」を「二㈠イ(a)に規定する航空機（二㈠イ(a)ただし書きに規定するものを除く。）又は二㈠イ(b)若しくは二㈡に」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「二㈠ア、二㈠イ又は二㈡の」を「二㈠又は二㈡の」に改め、一㈠中「二㈠ア」を「二㈠イ(a)又は二㈠イ(b)」に、「同」を「これらの」に改め、「二㈠イ又は」を削り、「これらの」を「同」に改め、一㈡中「二㈠ア」を「二㈠イ(a)又は二㈠イ(b)」に、「同規定により」を「これらの規定により」に改め、「、航援料告示二㈠イに規定するものにあっては同規定に規定する金額にそれぞれ」を削る。

二中「二㈣イ」を「二㈢イ」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一

○国土交通省告示第二百六十一号

航行援助施設利用料に関する告示の特例に関する告示（平成九年運輸省告示第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

○国土交通省告示第二百六十二号

排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成十八年国土交通省告示第三百四十八号）第十一条の規定により、別表に掲げる建設機械を排出ガス対策型建設機械に指定する。

平成二十九年三月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

（別表）排出ガス対策型建設機械

指定番号	建設機械の名称	建設機械の型式	申請者
3―653	全回転型オールケーシング掘削機（硬質地盤用）	ＳＲＤ―1200Ｈ（油圧ユニットＳＰＵ―200）	三和機工㈱
	全回転型オールケーシング掘削機（硬質地盤用）	ＳＲＤ―1500Ｈ（油圧ユニットＳＰＵ―200）	三和機工㈱
	全回転型オールケーシング掘削機（硬質地盤用）	ＳＲＤ―1500Ｈ―Ⅱ（油圧ユニットＳＰＵ―200）	三和機工㈱
	全回転型オールケーシング掘削機（硬質地盤用）	ＳＲＤ―1500ＨⅢ（油圧ユニットＳＰＵ―200）	三和機工㈱
3―654	全回転型オールケーシング掘削機（硬質地盤用）	ＳＲＤ―3000ＨⅢ（油圧ユニットＳＰＵ―510）	三和機工㈱
3―655	発動発電機	ＮＥＳ300ＴＫ	日本車輌製造㈱
3―656	発動発電機	ＳＤＧ25ＬＸ―５Ｂ１	北越工業㈱
3―657	発動発電機	ＳＤＧ25ＬＡＸ―５Ｂ１	北越工業㈱
3―658	発動発電機	ＳＤＧ45ＬＸ―５Ｂ２	北越工業㈱
3―659	発動発電機	ＳＤＧ45ＬＡＸ―５Ｂ２	北越工業㈱
3―660	発動発電機	ＳＤＧ60ＬＸ―５Ｂ１	北越工業㈱
3―661	発動発電機	ＳＤＧ60ＬＡＸ―５Ｂ１	北越工業㈱
3―662	空気圧縮機	ＰＤＧ1400Ｓ―５Ｃ５	北越工業㈱
3―663	油圧パワーユニット	ＥＵ200Ｍ３	㈱技研製作所